

令和5年度国際会議誘致資金助成事業募集要項

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、東京における国際会議の誘致を促進し、産業の活性化に寄与することを目的として東京都内で国際会議の開催を計画している主催者に対し、誘致活動経費の一部を助成しております。

記

1. 助成金額

助成金額は、下記表に記載の現地の総参加者数に応じた限度額内で、助成対象経費合計額の10分の10以内となります。

現地の総参加者数	限度額
6,000人以上	8,000,000円
2,000人以上6,000人未満	6,000,000円
500人以上2,000人未満	4,000,000円
250人以上500人未満	2,000,000円

2. 助成事業

(1) 対象者

助成対象国際会議を誘致し、東京開催が決定した場合も引き続き当該国際会議を主催する日本国内の団体でありかつ、次の各条件を満たすものに限り、

- ア 営利を目的としないこと。
- イ 誘致・開催に必要な組織体制が整備されていること。
- ウ 適法かつ有効な運営規約を有し、資金管理、会計処理を適正にできること。
- エ 国際会議の誘致計画を有していること。
- オ 以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(2) 対象会議

原則として、令和6年3月31日までに誘致を開始し、令和7年3月31日までに誘致完了を予定しているもので、かつ次の要件すべてを満たすものに限り、

- ア 定期的に、かつ開催地が複数国のローテーションで開催されること。
- イ 開催地が未決定であり、かつ東京及び国内外他都市が開催候補地となっていること。開催地は国際団体本部が決定するものであること。
- ウ 会議の規模が、現地の総参加者数250人以上、うち海外参加者100人以上、参加国数3か国以上であること。
- エ 会議の内容が、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 東京の国際的プレゼンスの向上に寄与するもの。
 - (イ) 東京の産業・経済の振興に寄与するもの。
 - (ウ) 東京の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの。

- (エ) その他、都民福祉の向上に資するなど特に必要と認められるもの。
- オ 国又は地方自治体が主催するものでないこと。
- カ 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- キ 公序良俗に反するものでないこと。

(3) 対象経費

助成対象経費は、当該国際会議誘致に係る下記対象経費に限ります。また、対象外経費に記載の項目は当該誘致に係る経費であっても助成できません。

対象 経費	<p>主催者が当該国際会議誘致のために実施する以下の事業にかかる経費</p> <p>(1) 広報宣伝費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオ・プレゼンテーション・ギブアウェイ等の制作費及び送料等 ・オンラインプレゼンテーション実施経費（機材費を含む） <p>(2) 印刷製本費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致提案書・パンフレット等の制作費及び送料等 <p>(3) 会場借上費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会または総会等に併せて出展するブースの借上げ費、装飾費等 ・理事会または総会等に併せて行う説明会、プレゼンテーションリハーサル等の会場借上げ費等 <p>(4) 渡航費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際団体本部役員等の東京事前視察にかかる渡航費（エコノミークラスを原則とする） ・国内主催者等が理事会または総会等に併せてプレゼンテーションを行うためにかかる渡航費（エコノミークラスを原則とする） <p>(5) 滞在費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際団体本部役員等の東京事前視察にかかる滞在費 ・国内主催者が理事会または総会等に併せてプレゼンテーションを行うためにかかる滞在費 <p>(6) その他、特に必要と認められる経費</p> <p>※ただし、東京と国内他都市が開催候補地である場合は、原則として対象経費を国内他都市と按分する。</p>
対象 外 経費	<p>(1) 消費税及びその他租税公課</p> <p>(2) 対象事業の実施にかかる人件費</p> <p>(3) 国内主催者が国内で活動する際の渡航費・滞在費等</p> <p>(4) 主催者の責により不成立となった場合の経費</p> <p>(5) 事業目的に照らして直接関係しない経費</p> <p>(6) 補助金の交付対象として不相当と認められる経費</p>

3. 申請方法

(1) 提出書類

1	国際会議誘致助成金交付申請書（第1号様式の1～4）
2	国内外他都市との競合状態を証明する書類
3	誘致事業計画書
4	開催計画書または会場使用計画
5	申請団体運営規約
6	申請団体組織体制及び委員名簿
7	その他理事長が必要と認める書類

(2) 提出先等

上記書類各1部を下記までに郵送（書留）又は持参により提出してください。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階
公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 国際会議担当
電話 03-5579-2684 FAX 03-5579-2685

(3) 受付期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

※受付時間は、土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時45分までです。

4. 審査・選考

(1) 審査

審査会を開催し、助成対象としての適格性や事業内容、金額等を審査します。なお、審査会は非公開で行います。

(2) 選考結果の通知

審査会による審査結果を踏まえ、財団が助成金額等を決定します。選考結果は、申請書受領から1ヶ月を目途に、交付の可否にかかわらず文書で通知いたします。